

職員退職手当規程

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院職員退職手当規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 29 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院職員就業規則（平成 22 年 4 月 1 日規程第 16 号。以下「職員就業規則」という。）第 49 条の規程に基づき、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「法人」という。）の職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、職員（職員就業規則第 2 条第 1 号に定める者のうち、法人と期間の定めのない雇用契約を結び、常時勤務する職員をいう。以下同じ。）が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 3 条 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの
- 2 退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第 4 条 退職手当は、その全額を通貨で直接職員に支払うものとする。ただし、法令で定められたもの及び労使協定で定められたものについては、退職手当から控除して支払うことができる。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、退職手当は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込を行う方法によって支払うことができる。
- 3 次条及び第 17 条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第 19 条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

第 2 章 一般の退職手当

（一般の退職手当）

第 5 条 退職し、又は解雇された者に対する退職手当の額は、次条から第 10 条まで及び第 13 条から第 15 条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第 16 条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第 6 条 次条又は第 8 条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 100
- (2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 110
- (3) 16 年以上 20 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- (4) 21 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200
- (5) 26 年以上 30 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- (6) 31 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 120

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第 2 項並びに第 8 条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第 20 条第 1 項各号に掲げる者及び傷病によらず、職員就業規則第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による解雇の処分を受けて退職した者を含む。以下「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1 年以上 10 年以下の者 100 分の 60
- (2) 勤続期間 11 年以上 15 年以下の者 100 分の 80
- (3) 勤続期間 16 年以上 19 年以下の者 100 分の 90

（11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第 7 条 11 年以上 25 年未満の期間勤続して退職した者（職員就業規則第 17 条第 2 号の規定により

退職した者(職員就業規則第 19 条の 2 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長が承認したものに限り。)又は 25 年未満の期間勤続し、勤務場所の移転により退職した者であって理事長が承認したものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125

(2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5

(3) 16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

2 前項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(25 年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第 8 条 職員就業規則第 23 条第 8 号に該当し解雇された者であって理事長が承認したもの、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は 25 年以上勤続して退職した者(職員就業規則第 17 条第 2 号の規定により退職した者(職員就業規則第 19 条の 2 第 1 項又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務場所の移転により退職した者であって理事長が承認したものに限り。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150

(2) 11 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 165

(3) 26 年以上 34 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 180

(4) 35 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 105

2 前項の規定は、25 年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第 9 条 退職し、又は解雇された者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定により改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職又は解雇（退職手当を支給しないこととして
いる退職又は解雇を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に該当するものをいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第18条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた他の法人若しくは地方公共団体等の職員としての引き続いた在職期間で理事長が認めるもの

(3) 前各号に準ずるものとして理事長が認める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第10条 第8条第1項に規定する者(勤務場所の移転により退職した者で理事長の承認を得たものを除く)のうち、定年に達する日の属する年度の初日の前日までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第9条第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第9条第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第9条第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第 11 条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨の要件)

第 12 条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院職員退職手当細則(平成 22 年 4 月 1 日規程第 30 号。以下「退職手当細則」という。)で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 13 条 第 6 条から第 8 条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に 60 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第 14 条 第 9 条第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第 2 号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60 以上 特定減額前給料月額に 60 を乗じて得た額

(2) 60 未満 特定減額前給料月額に第 9 条第 1 項第 2 号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 15 条 第 10 条に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 13 条	第 6 条から第 8 条まで	第 10 条の規定により読み替えて適用する第 8 条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	これらの	第 10 条の規定により読み替えて適用する第 8 条の
第 14 条	第 9 条第 1 項の	第 10 条の規定により読み替えて適用する第 9 条第 1 項の
	同項第 2 号ロ	第 10 条の規定により読み替えて適用する同項第 2 号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 14 条第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額

第 14 条第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき 100 分の2を乗じて得た額の合計額
	第9条第1項第2号ロ	第 10 条の規定により読み替えて適用する第9条第1項第2号ロ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき 100 分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 10 条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第 16 条 退職し、又は解雇された者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 9 条第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、停職、職員就業規則第 38 条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）、その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち退職手当規程細則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額（当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第 1 号区分 65,000 円
- (2) 第 2 号区分 59,550 円
- (3) 第 3 号区分 54,150 円
- (4) 第 4 号区分 43,350 円
- (5) 第 5 号区分 32,500 円
- (6) 第 6 号区分 27,100 円
- (7) 第 7 号区分 21,700 円
- (8) 第 8 号区分 零

- 2 退職し、又は解雇された者の基礎在職期間に第 9 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、退職手当細則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第 1 項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、退職手当細則で定める
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職し、又は解雇された者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (2) 退職し、又は解雇された者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの
零
 - (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、退職手当細則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第17条 第8条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第5条、第8条、第9条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
 - (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
 - (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
 - (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540
- 2 前項の「基本給月額」とは、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院職員給与規程（平成22年4月1日規程第26号。以下「職員給与規程」という。）による給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

(勤続期間の計算)

第18条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職し、又は解雇された場合（第20条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）については、その月数の3分の1に相当する月数。職員就業規則第16条第1項第5号に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算にあたり、理事長の要請により他の法人若しくは地方公共団体等を退職し、退職手当を支給されないで引き続き法人職員となった者については、退職した他の法人若しくは地方公共団体等の職員として引き続いた在職期間を前各項の規定を準用して計算するものとする。ただし、退職又は解雇により、退職手当に相当する給

与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職又は解雇の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

- 6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第6条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第7条第1項又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合においては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 7 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
- 8 前各項に定めるほか、勤続期間の計算について必要な事項は、別に定める。

第3章 特別の退職手当

（予告を受けない退職者の退職手当）

第19条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合における同法の規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。但し、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第20条 解雇された者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該解雇された者（当該解雇された者が死亡したときは、当該解雇に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該解雇された者が占めていた職の職務及び責任、当該解雇された者の勤務の状況、当該解雇された者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該解雇された者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 職員就業規則第41条及び地方独立行政法人岐阜県立多治見病院職員賞罰規程（平成22年4月1日規程第25号。以下「職員賞罰規程」という。）第8条第4号の規定による懲戒解雇の処分（以下「懲戒解雇処分」という。）を受けた者

(2) 職員就業規則第23条第1項第5号又は第6号に該当して解雇された者又はこれに準ずる解雇をされた者

- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を法人の事務所の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当

該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第 21 条 退職し、又は解雇された者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をし、又は解雇された者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をし、又は解雇されたとき。
 - (2) 退職をし、又は解雇された者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をし、又は解雇された者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をし、又は解雇された者に対しまだ当該退職又は解雇に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職し、又は解雇された者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をし、又は解雇された者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが法人の業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 理事長が、当該退職し、又は解雇された者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第 2 号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 理事長が第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行ったのち、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日

から6月を経過した場合

- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 5 理事長が第3項の規定による支払差止処分を行ったのち、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、理事長が当該支払差止処分を行った後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。
- 8 その他退職手当の支払の差止めに関し必要な事項は、別に定める。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

- 第22条 退職し、又は解雇された者に対しまだ当該退職又は解雇に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職し、又は解雇された者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職し、又は解雇された者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第20条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職又は解雇をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- (1) 当該退職し、又は解雇された者が刑事事件（当該退職又は解雇後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職又は解雇後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 理事長が、当該退職し、又は解雇された者について、当該退職又は解雇後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第20条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
 - 3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 前項の規定による意見の聴取の手続きについては、別に定める。
 - 5 第20条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
 - 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第 23 条 退職し、又は解雇された者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職し、又は解雇された者に対し、第 20 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職し、又は解雇された者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 理事長が、当該退職をし、又は解雇された者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。
- 2 前項第 2 号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から 5 年以内限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第 1 項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前項の規定による意見の聴取の手続きについては、別に定める。
- 5 第 20 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第 24 条 死亡による退職をした者の遺族(退職し、又は解雇された者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職又は解雇に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第 1 項第 2 号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から 1 年以内限り、第 20 条第 1 項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第 20 条第 2 項並びに前条第 3 項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 前項の規定による意見の聴取の手続きについては、別に定める。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 25 条 退職し、又は解雇された者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職又は解雇に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から 6 月以内に第 23 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項及び第 3 項に規定する場合を除く。)において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から 6 月以内に、当該退職し、又は解雇された者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から 6 月以内限り、当該相続人に対し、当該退職し、又は解雇された者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続い

た在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第23条第4項又は前条第3項において準用する規定による通知を受けた場合において、第23条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職又は解雇の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第21条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職し、又は解雇された者が当該退職又は解雇に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職又は解雇の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職し、又は解雇された者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第20条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第4項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 6 第20条第2項並びに第23条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。
- 7 前項の規定による意見の聴取の手続きについては、別に定める。

（退職手当の支給制限等の処分についての諮問等）

第26条 職員賞罰規程第13条に規定する賞罰委員会（以下「賞罰委員会」という。）は、理事長の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議を行う。

- 2 理事長は、第22条第1項第2号若しくは第2項、第23条第1項、第24条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」とい

う。)を行おうとするときは、賞罰委員会に諮問しなければならない。

- 3 賞罰委員会は、第 22 条第 2 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項又は前条第 1 項から第 4 項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 賞罰委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 賞罰委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 6 退職手当の支給制限等の処分についての諮問等の手続きその他必要な事項は、退職手当細則で定める。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

- 第 27 条 職員が退職し、又は解雇された場合（第 20 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職又は解雇の日若しくはその翌日に再び職員となったときは、退職手当は、支給しない。
- 2 職員が地方公共団体等の要請に応じ、引き続いて地方公共団体等の職員となるため退職し、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、退職手当は支給しない。
 - 3 職員が退職（定年退職を除く。）し、引き続いて法人の役員（非常勤を除く。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は支給しない。ただし、当該役員の任期中に定年の年度の末日に達した場合は、その役員としての引き続いた在職期間を第 18 条に規定する職員としての在職期間に算入し、退職手当を支給する。
 - 4 前項の役員が退職し、かつ引き続いて職員となった場合においては、その役員としての引き続いた在職期間は、第 18 条に規定する職員としての在職期間に算入する。

(補則)

第 28 条 この規程の実施のための手続きその他必要な事項は、退職手当細則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定により職員となった者の第 18 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の岐阜県職員退職手当条

例（昭和 28 年岐阜県条例第 41 号）第 7 条及び第 8 条の規定による岐阜県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、その者が岐阜県を退職したことにより同条例に基づく退職手当の支給を受けているときはこの限りでない。

- 3 岐阜県職員がその者の非違によることなく平成 22 年 3 月 31 日に退職し、かつ引き続いて職員となった場合で理事長が認める場合には、当該職員の第 18 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の岐阜県職員退職手当条例第 7 条及び第 8 条の規定による岐阜県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、その者が岐阜県を退職したことにより同条例に基づく退職手当の支給を受けているときはこの限りでない。
- 4 岐阜県職員がその者の非違によることなく平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に退職し、かつ引き続いて職員となった場合で理事長が認める場合には、当該職員の第 18 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の岐阜県職員退職手当条例第 7 条及び第 8 条の規定による岐阜県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、その者が岐阜県を退職したことにより同条例に基づく退職手当の支給を受けているときはこの限りでない。
- 5 附則第 2 項から第 4 項に規定する者に対する第 16 条の規定の適用については、職員としての在職期間に含まれる岐阜県職員としての在職期間において、岐阜県において占めた職に係る当該職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、岐阜県職員退職手当条例施行規則（昭和 38 年岐阜県人事委員会規則第 1 号）で定める職員の区分に相応する区分を第 16 条第 1 項各号に規定する職員の区分に属したものとみなす。
- 6 前項の規定による職員としての在職期間において、昭和 60 年 3 月 31 日に岐阜県職員として在職するもののうち、年齢 50 年以上のもので前項の規定による職員としての在職期間が 10 年以上のものが、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合、死亡により退職した場合又は定年に達したことにより退職した場合には、第 8 条の規定に該当する場合のほか、当分の間、予算の範囲内において同条の規定による退職手当を支給することができる。
- 7 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職し、又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、第 6 条から第 10 条までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 17 条第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 7 項」とする。

一部改正（令和 3 年 8 月 1 日）
- 8 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者で第 6 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第 9 条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

一部改正（令和 3 年 8 月 1 日）
- 9 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職し、又は解雇された者で第 8 条の規定に該当する退職をし、又は解雇をされたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 7 項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 10 当分の間、42 年を超える期間勤続して退職し、又は解雇された者で第 6 条第 1 項の規定に該当する退職をし、又は解雇されたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第 8 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を 35 年として附則第 7 項の規定の例により計算して得られる額とする。

一部改正（令和 3 年 8 月 1 日）

- 11 附則第7項、同第9項及び同第10項の規定にかかわらず、職員が職員就業規則第19条により定年退職する場合又は職員就業規則第19条の2による定年退職の特例で退職する場合において計算した退職手当の額が、令和3年3月31日に勧奨退職したものとして令和3年3月31日時点で有効な規定(第10条及び第15条を除く。)を用いて計算した退職手当の額より少ない場合は、当該令和3年3月31日に勧奨退職したものとして計算した額を当該職員に支給すべき退職手当の額とする。

追加(令和3年8月1日)

- 12 附則第2項から第4項で規定する者のうち、岐阜県を退職した後、引き続いて法人職員に採用された日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得する前までの間に退職し又は解雇された者であって、その退職又は解雇の日まで岐阜県職員として在職したものとするならば、岐阜県職員退職手当条例第10条の規定による退職手当の支給を受けることができる者に対しては、同条の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給する。
- 13 前項の退職手当の支給に関し必要な事項は、岐阜県職員退職手当条例及び岐阜県職員退職手当条例施行規則の例による。

附 則

この規程は平成22年6月14日から施行する。

附 則

この規程は令和3年8月1日から施行する。